

共済相談所規程に関する細則

(目 的)

第 1 条 この細則は、「共済相談所規程」(以下「規程」という。)第7条の規定にもとづき、相談業務、苦情解決支援業務および紛争解決支援業務の処理手続きに関し、所長が必要な事項を定めるものである。

(紛争解決支援業務に関する利用契約を締結している細則に定める団体)

第 2 条 規程第12条に規定する紛争解決支援業務に関する利用契約を締結している細則に定める団体は、以下のとおりとする。

- (1) 全国共済農業協同組合連合会
- (2) 全国労働者共済生活協同組合連合会
- (3) 日本コープ共済生活協同組合連合会
- (4) 全国共済水産業協同組合連合会
- (5) 全日本火災共済協同組合連合会
- (6) 全国トラック交通共済協同組合連合会
- (7) 全国自動車共済協同組合連合会

(改 廃)

第 3 条 この細則の改廃は、所長が行うものとする。

(付 則)

- 1 この細則は、平成22年1月26日から施行する。
- 2 この細則の変更は、平成22年10月1日から施行する。
- 3 この細則の改正は、一般社団法人日本共済協会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。
- 4 この細則の改正は、平成26年10月1日から施行する。
- 5 この細則の改正は、2022年10月1日から施行する。